

11月3日（土）役員会の主要な議題について

代表 中村一雄

- (1) 「会則改正検討委員会」 11/4（日）第3回会議開催について。
- ① 「確認事項と改正の意見書など」資料5頁（下段添付）をゆずり葉コミュニティ11/3の役員会に配布。
 - ② 会則改正検討委員会のメンバーは：（氏名：団体会員数の多い順）
逆瀬台小学校区自治会協議会 自治会長 寺山、黄地、殿村、梅原、池添、中村。
マンション管理組合 理事長又は副理事長 米澤、鬼頭、北村、清水、山口、西、中山、熊谷。
ゆずり葉コミュニティ 代表・事務局長・ブロック代表
中村（兼任）、國司、鎌田、堀口、山口（兼任）、大倉。
記録 結城。 （以上21名）
 - ③ 「会則改正検討委員会」第4回会議開催を11/24（土）に行い原案として纏める。
- (2) 阪急バス「逆瀬川駅前～光ガ丘バス路線問題」の要望事項について。
- バス停（宝南地区）の1箇所増設。
 - 昼時間帯のバス増便（買物、通院）。
 - 最終便の時間延長（通勤）。
- (3) マンション自治会結成支援策・自治会連合会加入促進策の推進について。
- (4) 次回「地域創造会議」についてテーマの打合せとその出席者について。

上記 ≪(1)―①「確認事項と改正の意見書など」資料5頁≫

平成19年11月4日

「会則改正検討委員会」 確認事項

§ I. 目標

- 「地域自治」を推進する組織であること。
- 住民合意形成の組織体制は、自治会が連携ではなくまち協を「構成」する。
- 組織の機能化と簡素化。……（組織づくりの牽制制度を意識しながら、計画・実践・評価が別人、兼務禁止の排除を考慮して）。

§ II. 特徴

- 組織が役員会、事務局、活動局と総括され且つ、一般的用語で分かりやすい。
- 組織のムダのない少数精鋭主義、執行機関であるボランティアの自律と参画。
- 議決が必要な場合、「議決点数」の採用は、まさに画期的提言。
- 小学校区に自治会協議会を設置し、住民の合意形成を諮っている。

§ III. 宝塚市既存マンションの「自治会結成と連合会加入」に関する支援促進策。

- 逆瀬台小学校区の対象は8マンションで、市長と連合会長の連名によりマンションの理事会に対しアンケートと説明会を開催する。100世帯以上と以下の2段階で実施する予定。

§ IV. 各コミュニティの広報紙を参照。

- 安倉：平成17年7月。「第35号」
市町村に地域自治組織を設置する為の法案が衆議院で法制化され、宝塚市でも近い将来地域自治制度が実施されそうである。「議決機関」は各自治会の会

員数により決められた定数……………。

- 小浜：平成18年3月。「平成17年度第6号」
「まち協」ってなんや？「行事をするのが目的ではありません」市民参加型の自治をつくる意味……………。
- ひばり：平成17年8月。「第33号」
地域の課題を地域住民の力で解決できるようになってはじめて地域分権を受けける体制が整います。

§ V. 現在、新規会則によって運営する「まち協」の状況。

まち協	世帯数	評議委員会 (総会)
安倉	6000世帯	48名
中山	5500	40
仁川	5900	32
西山	3700	21
一小	7100	49
高司	2400	21
逆小	4000	(役員会)17(案)

- 1 -

平成19年10月11日

逆瀬台小学校区まちづくり協議会

代表 中村一雄様

逆瀬台自治会 寺山

逆瀬台小学校区まちづくり協議会の規約改定について (提案・私案)

規約改定について大変なご尽力をいただき感謝いたしております。
前回の会議で課題になった事項について、当自治会として検討しましたところ、
下記のアイデアが寄せられました。もし、ご参考になるようでしたらお役立てい
ただければと思い連絡させていただきました。

1. 「役員会と総会が同じメンバーになること」の解決策

6自治会8管理組合(所謂、構成団体)は、役員を補佐し、まちづくり協議会の活動が円滑に行えるよう役員数と同等数の委員を置くことが出来る。
委員は総会における議決権を有する。

⇒つまり、議決機関である役員会は17名の代議員で構成しているが、
総会には地域の委員も出席し参政権を持たせる。

2. 執行機関の運営

- ◎事務局 …………… 広報情報委員
書記事務委員
経理事務委員
施設管理委員

- ◎地域活動局 …… 校区内のボランティア活動及び各種団体との連携・調整

ボランティア局という名称を「地域活動局」または「地域活動連携局」とする。

まちづくり協議会の連携対象はボランティア団体の他に学校や様々な形態の団体があるので「ボランティア支援局」の名称を考え直しました。

従来の健康福祉部・教育文化部・環境美化部は廃止し、今まで活躍してくださっていた委員の方々が引続きその活動を継続される場合は、ボランティア団体を結成していただき、必要に応じて協議会と連携する。

スポーツクラブ21も連携の対象ではあるが、協議会とは別組織である。

以上

- 2 -

平成19年10月 日

ゆずり葉コミュニティ代表 中村 様

逆瀬台ブロック代表 山口
TEL/FAX. 0797-71-4611

会則改正素案に付いての意見報の告件

10月14日(日)に東逆瀬台ブロック会議の席上で、会則改正に付いて、意見が多数出ましたので、私で説明出来る項目については、説明致しましたが、その他、主な項目を、抜粋して箇条書きにて、ご報告を致します。
個々について、会長のコメントをお願い致します。

記

- 1) 各マンション及び地域ごとに説明会を開催して、皆さんと、意見の交換する必要がないか?
- 2) この会則では、実際に、動かないのでは?
- 3) ボランティア活動が消えてしまうのではないか? (組織図右の執行機関の後に各ボランティアと活動団体があります、山口答弁)
- 4) ボランティアを役員会の中にいれては? (ボランティアは、個人の参加のであり、役員会の中には、入らない、山口答弁)

- 5) 会則が出来れば、従来のブロック制が無くなり、縦割りになるので、各マンション横の連絡網を作る必要がある。(東ブロックで検討しては山口答弁)
- 6) 現在のスタンスを変える必要があるのか?
次回ブロック会議にて再度検討する。
11月11日逆瀬台住宅集会所午後1時

以上

- 3 -

- 4 - (次頁に転記)

ゆずり葉コミュニティ御中

新会則の提案

今回の試案は大変よくできているが、すべて人がつながる事が出来るかと時間がかかるとお思いますのでその期間は空間になり
どうするかが問題であると指摘します
頭出つちで、官公庁の組織を作りミニ国会を作るのかとも考えました
実際に動ける人は離れて行くと考えられる
又現在町づくり協議会の資金が自治会館に流用されるときに会館の運営規則にコミュニティに協力すると入れるとの話でしたが、その地区の方々に聞きましたが話題にもならなくこれで人間関係がよいか NOでしょう。なぜ急ぐのですか

もう一度基本に戻りたい

**コミュニティはボランティアが基本で
地域全体に貢献できる事
自治会は近郊の住民に貢献できる事**

- 1。まず最低2年以上かけた方がよい
- 2。来年度にゆずり葉コミュニティの5ブロックを2ブロックに集結させる
案 A。東と西(逆瀬台2丁目の住宅を除く) 特徴 集合住宅
B。光ヶ丘。青葉台。北。特徴 個人宅中心。
- 3。健康福祉がスポーツ21を集合させるか
スポーツ21が健康福祉を集合させるか
- 4。総務の充実が必要(現在は全く機能してない。人を結びつける最大の事が出来てないのになぜ新しい事を急ぐのか分からない)
- 5。東逆瀬台ブロックの意見は山口さんより報告を、重視して下さい
- 6。住んでいる人か、官公庁の立場かどちらですか
今まで中山が両方ともうまく、いつていた処が、大変なピンチになつているのを
ご存じですか
- 7。役員会議の出席者どうなつているか、求心力の低下ですか。

10/6 千我官地

- 5 -

平成19年10月15日

東逆瀬台ブロック代表 山口 様

ゆずり葉コミュニティ代表 中村

「会則改正素案」の意見コメントの、依頼について回答

- 1) 初めのご意見で、何故こんな意見なのか不思議でなりません。ご一読いただき判断願います。
 - ① 各マンションの説明会は、各マンションから役員が選出されているのであり、会則に限らず「まちづくり協議会」の重要事項は、それぞれのマンションで理事会に報告して住民と相談し決める責務があります。

私が役員会でも言っていますが、阪急逆瀬台マンション飛末役員、逆瀬台住宅山口代表は毎月理事会を通して説明されております。人ごとではなく各マンション自身の自覚と責務の醸成が大切です。

それぞれの宝塚市民は、社会生活をする上の常日頃からの課題意識を持つ必要性があります。マンション住民は、個人活動家ではなく、自治会を設立し早急に「宝塚市の自治会連合会」に加入し住民の合意形成を図る組織が「まちづくり協議会」に必要なのです。
 - ② 地域ごとの説明会は、何時も「ブロック会議」でちゃんと実行しなければなりません。何のためのブロック会議ですか？皆さん忙しい中を会議されている訳ですから、それを有効にしなければと思います。他人事ではありません。

平成18年度で会則答申書が出ていますが、東逆瀬台ブロックから委員が出て作成しています。その時、作成の過程で何故「東逆瀬台ブロック会議」で議論されていないのですか。個人的活動が優先し、それが「既成事実となる」ここが組織として問題なのです。
- 2) & 6) 5つしかないブロックで北逆瀬台ブロックは役員1人、青葉台ブロックは代表が未決定の現状です。この1、2年で「まちづくり協議会」として現在の会則による組織は、住民の合意形成とは言えず、既に「まちづくり協議会」としての十分な機能をしていません。

「まちづくり協議会」は同好会ではありません。未だに、ゆずり葉コミュニティの一部の人＝個人活動家が近隣都市と同じに考え、宝塚市の「まちづくり協議会」の設立主旨を間違っています。近隣都市の「まちづくり協議会」は、その市全域で始めからは設立してなく、ある地域で何か問題が生じた時始めてそこで「まちづくり協議会」を設立し行政と話合う組織となります。従ってその問題が解決すれば解散してもよし、継続してもよし自由な組織となっています。

宝塚市の「まちづくり協議会」は、交流事業を行うのが目的でなく、地方分権が進み将来の地域自治を行うのが目的なのです。地域自治は行政から交付金をもらい小学校区の住民自身が思い通りの地域づくりをするようになります。小さな例ですが先般1千3百万円の助成金を受け事業を行いました。それには4千世帯の合意形成が必要であり、そのためには自治会組織による代議員制度を確立する事です。「まちづくり協議会」は、何度も言いますが、同好会や個人的活動ではないのです。現在動いている？これは自治会単位や個人の趣味の会でもやっているレベル？それらは、活動したい人たちが今後もグループとして継続し、ゆずり葉コミュニティの「活動局」で自律的、自由に登録してグループの活性化を図れば良い。逆瀬台小学校区の全体で多くの素晴らしい活動団体があります。ゆずり葉コミュニティに直接活動してなくても「連携」と言う「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」の組織概念の中に入ります。

会則の文章の違いはありますがスタンス（原則）は何も変わっていません。従来も今も目的と組織の考えは同じであります。ただ会則の目的や主旨を個人活動家が間違えて解釈したり、新規役員が今までの資料（例ゆずり葉だより）をあまり読まないで自己判断される事があります。会則で大事な事は、その運用を上手くやる事であり、会議や実践活動の参加者がリーダーの人望・人格により楽しくやれる事一語につきると思います。
- 3)、4)、5)は山口さんの説明通りです。

以 上